

埼玉医科大学総合医療センター入院患者への面会に関する規則

(令和8年6月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、埼玉医科大学総合医療センター(以下「当院」という)における入院患者とその家族等(以下「面会者」と総称する)との面会に関し必要な事項を定め、入院患者と面会者の交流を確保することにより、入院患者の心身の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 面会に関する基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入院患者及び面会者の要望による面会は、原則としてこれを妨げないこと。
- (2) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を禁止し又は必要以上の厳格な制限を行わないこと。

(面会の方法)

第3条 面会は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 面会時間は、原則として午後2時から午後5時までとすること。ただし、入院患者の病状又は家族の事情により、医師又は看護師が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 面会の際は、病棟にて面会カードを記入し面会証を受け取ること。
- (3) 面会の時間は、原則として1回につき30分以内とすること。
- (4) 面会の場所は、病室内、デイルーム等の指定された場所とすること。

(遵守事項)

第4条 面会者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (2) 見舞品として飲食物等を持ち込む場合は、医師又は看護師の許可を得ること。
- (3) 見舞品として生花を持ち込まないこと。
- (4) 当院の敷地内での飲酒及び喫煙を行わないこと。
- (5) 面会証を職員が見やすい位置に着用すること。
- (6) 当院の許可なく、院内において写真撮影、動画撮影、録音等を行わないこと。
- (7) SNSその他インターネット上の投稿により、他の患者又は職員のプライバシーを侵害しないこと。
- (8) その他入院患者、職員等に対して迷惑となる行為を行わないこと。

(面会の制限)

第5条 次の各号に掲げる事由に該当する場合、病院長又は病院長が指定する職員は面会を制限することができる。

- (1) 院内アウトブレイクの発生時又は近隣地域における著しい感染症の流行時にある場合。
- (2) 入院患者の病状等により、面会を行うことが不適切と認める場合。
- (3) 入院患者本人が面会を希望しない場合。
- (4) 安全管理上、他の入院患者の安静を著しく妨げる行為又は防犯上の不都合がある場合。
- (5) 職員又は他の入院患者に対するハラスメント行為、酒気を帯びての面会等、療養環境を著しく害する場合。
- (6) 小学生以下を伴って面会する場合。ただし、入院患者の病状又は家族の事情により、医師又は看護師が許可した場合はこの限りでない。

前項各号に規定する事由に該当する場合は、その理由又は期間を説明し、入院患者又は面会者の理解を得るよう努めるものとする。

(感染対策)

第6条 面会者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 面会者は、面会に当たり感染対策(手指消毒、不織布マスクの着用、健康状態の確認等)に関する当院の方針に従わなければならない。
- (2) 面会者は、発熱、咳、咽頭痛その他感染症を疑う場合は面会を控えなければならない。

(規則の周知)

第7条 この規則又はその要旨は、入院患者及び面会者に対し、ホームページ、院内掲示板等を通じて周知するものとする。

(規則の見直し)

第8条 この規則は、社会情勢、感染症の流行状況等に鑑みて定期的に見直すものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、面会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。